

遠隔操作等を用いる共用設備等の利用内規

2024年10月15日

研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学研究推進・支援機構コアファシリティ統括センター利用設備等及び利用料に関する内規（平成29年4月12日研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定）別表1及び2（以下、「CFC内規別表」という。）に掲載されている東北大学（以下、「本学」という。）の共用設備または当該共用設備が設置されている部屋や建屋（以下、「共用設備等」という。）に対し、遠隔地からの共用設備等の操作や動作状況の視聴等（以下、「遠隔操作等」という。）を行う利用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語は以下に定めるところによる（別図参照）。

一 共用設備等

遠隔操作等の対象となる、本学のCFC内規別表に掲載されている共用設備または当該共用設備が設置されている部屋や建屋（遠隔操作等のための中継端末やカメラを含む。）

二 設備担当者

共用設備等を運用または管理する本学職員

三 利用者

別に定める許可を得て、共用設備等を利用する者

四 遠隔地

共用設備等が設置されている部屋以外の、本学内外の場所

五 遠隔操作等端末

利用者が遠隔操作等を行うために用いるPCやタブレットなどの電子機器

六 大学内ネットワーク

遠隔操作等端末が接続されているネットワークで、本学内の部分

(遠隔操作等の内容)

第3条 この内規で定める遠隔操作等は、次の各号に掲げる作業をいう。

一 利用者が共用設備等を遠隔地から操作する作業（共用設備等の監視やデータの取得・解析のみの操作を含む。）

二 利用者が共用設備等の稼働状況を遠隔地から視聴し、共用設備等を操作する者に操作を指示する作業

三 利用者が遠隔地の設備担当者からの指示に従い、共用設備等を操作する作業

四 その他、ネットワークを利用して共用設備等を操作する作業

(利用者の範囲)

第4条 遠隔操作等を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 共用設備等の利用申請を行い、設備担当者に遠隔操作等の利用を許可された者

二 一に記載した者以外で、設備担当者に利用を許可された者

(利用上の注意)

第5条 利用者は、共用設備等が定める規則を遵守して設備を扱わなければならない。

2 利用者が遠隔操作等を行う場合は、設備担当者の指示に従って遠隔操作等端末を扱わなければならない。

3 共用設備等によっては、許可された遠隔操作等端末のみを接続許可する場合がある。

(報告義務)

第6条 利用者は、遠隔操作等を行うことで共用設備等に異常を認めるときは、直ちに操作を中止し、設備担当者に連絡しなければならない。

2 利用者は、障害発生時は原因究明に協力しなくてはならない。

(禁止事項)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 共用設備等の運用に支障を来たす行為

二 共用設備等において第三者が取得したデータを無断で操作・視聴する行為

三 設備担当者の許可なく、遠隔操作等の権限を第三者と共有する行為

四 本学の管理下にある遠隔操作等端末に無断でソフトウェアをインストールするなどの、遠隔操作等の運用に支障を来たす行為

五 その他、遠隔操作等の運用に支障を来たす行為

(損害の弁償)

第8条 利用者が故意又は重大な過失により、共用設備等、本学の管理下にある遠隔操作等端末、または大学内ネットワークに損害を与えた場合は、利用者がその損害を弁償し、現状に復さなければならない。

2 利用者の行為により情報漏洩が発生し、本学および共用設備等の運用に支障が発生した場合は、利用者がその損害を弁償しなければならない。

(利用承認の取り消し等)

第9条 利用者がこの内規に基づく定め違反した場合は、設備担当者は利用の承認を取り消し、または一定期間利用を停止させることができる。

(免責)

第10条 利用者個人が所有する電子機器などの本学の管理下でない電子機器を用いた遠隔操作等の行為によって当該電子機器にトラブルや損害などが発生した場合、本学は利用者に対して一切の責任を負わないものとする。

附 則

この内規は2024年10月15日から施行する。

別図

